

議案第78号

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、雁の巣レクリエーションセンターの占用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例（昭和46年福岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第4 占用料の欄を次のように改める。

占 用 料
3,200円
3,800円
650円
3,800円
3,020円
3,800円
620円
620円
3,250円
16,290円
420円
440円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。